

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

七ヶ浜町は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用防止のため、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

## 評価実施機関名

宮城県 七ヶ浜町長

## 公表日

令和7年3月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、対象者の資格管理、各種申請書、届出書の受理、被保険者証等の発行及び保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の受理に係る確認等 ②被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付 ③保険給付に関する照会等における情報照会、回答
③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者宛名情報ファイル 後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号方第9条第1項別表85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令第46条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①資格・給付 町民生活課国保年金係 ②保険料 税務課住民税係
②所属長の役職名	①町民生活課長 ②税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7436
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	①町民生活課 国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446 ②税務課 住民税係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7452
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input checked="" type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務における横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いについて手作業が介在するが、いずれも複数人で確認を行う用にしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の保管や廃棄等	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [    ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[    十分である    ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	統合端末へのアクセスが可能な職員は、指紋認証装置とパスワードによる認証によって限定している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月27日	I-1. ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り 対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、対象者の資格管理、各種申請書、届出書の受理、被保険者証等の発行及び保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の受理に係る確認等 ②被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付 ③保険給付に関する照会等における情報照会、回答 ④保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会	事後	
令和1年12月27日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第59項 並びに内閣府・総務省令第46条	番号法第9条第1項、別表第一の第59項 並びに平成26年内閣府・総務省令第5号の第46条	事後	
令和1年12月27日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和1年12月27日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第83項 並びに内閣府・総務省令 ・別表第二の第83項に係る主務省令は未公布 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第81項 ・別表第二の第81項に係る主務省令は未公布	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第80項、第83項 並びに平成26年内閣府・総務省令第7号の第43条 ・別表第二の第83項に係る主務省令は未公布 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第82項 ・別表第二の第82項に係る主務省令は未公布	事後	
令和1年12月27日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署名	町民課国保年金係	①資格・給付 町民課国保年金係 ②保険料 税務課住民税係	事後	
令和1年12月27日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	課長 渡辺 文昭	①町民課長 ②税務課長	事後	
令和1年12月27日	I-8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	町民課国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東 宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446	①町民課国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町 東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446 ②税務課住民税係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東 宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7452	事後	
令和3年2月15日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	①資格・給付 町民課国保年金係 ②保険料 税務課住民税係	①資格・給付 町民生活課国保年金係 ②保険料 税務課住民税係	事後	
令和3年2月15日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	①町民課長 ②税務課長	①町民生活課長 ②税務課長	事後	
令和3年2月15日	I-8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	①町民課 国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町 東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446 ②税務課 住民税係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東 宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7452	①町民生活課 国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ 浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446 ②税務課 住民税係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東 宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7452	事後	
令和4年3月7日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる 情報連携	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条8号 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号	事後	
令和7年3月24日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第59項 並びに内閣府・総務省令第46条	・番号法第9条第1項別表85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 事務を定める命令第46条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第25項	事後	
令和7年3月24日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる 情報連携	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第80項、第83項 並びに平成26年内閣府・総務省令第7号の第43条 ・別表第二の第83項に係る主務省令は未公布 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第82項 ・別表第二の第82項に係る主務省令は未公布	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表117の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表115の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和7年3月24日	II-1 対象人数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月24日	II-2 取扱者数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月24日	IV-8. 人手を介在させる作業	—	※評価書に記載のとおり	事後	新様式への変更に伴う追加
令和7年3月24日	IV-11. 最も優先度が高いと 考えられる対策	—	※評価書に記載のとおり	事後	新様式への変更に伴う追加